

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

○事務委任規則の一部を改正する規則	規 則	（人事課）	一
○事務決裁規程の一部を改正する訓令	訓 令 甲	（人事課）	二
○告示	告 示	（人事課）	二
○県税に関する申告の期限の延長		（税 務 課）	三
○平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部改正		（情報政策課）	三
○救急医療機関の認定		（医療政策課）	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定		（障害福祉課）	四
○農用地利用配分計画の認可		（農業振興課）	四
○保安林の指定の解除の予定		（森林整備課）	四
○保安林の指定施業要件の変更の予定		（同）	四
○建設業許可の取消し		（事業管理課）	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	公 告	（情報政策課）	五
○選挙管理委員会			
○政治団体の届出			七
○政治団体の届出事項の異動届			八
○政治団体の解散届			八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成三十一年分（令和元年分））			八

ページ

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第三号の次に次の一号を加える。

四 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）の施行に関する次のこと（食肉衛生に係るもので、かつ、と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの敷地内に係るものに限る。）。

イ 第十五条第二項の規定による輸出証明書（衛生証明書に限る。以下この号において同じ。）の発行

ロ 第十七条第四項の規定による適合施設の確認

ハ 第十七条第五項の規定による適合施設の設置者等に対する改善の求め

ニ 第三十八条第二項の規定による報告の徴収及び立入調査

ホ 第三十八条第五項の規定による輸出証明書の発行の取消し

第六条第一項第四十九号を第五十号とし、第十号から第四十八号を一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する次のこと（食肉衛生に係るもの限り、かつ、食肉衛生検査所長に委任されるものを除く。）。

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和二年分）	九
○資金管理団体の届出	一一
○資金管理団体の届出事項の異動届	一一
○宮城県収用委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	一二
○県道石巻鮎川線給分浜4号事件公示送達	一二
○かご漁業の制限	一二
○宮城海区漁業調整委員会	一二

イ 第十五条第二項の規定による輸出証明書（衛生証明書に限る。以下この号において同じ。）の発行

ロ 第十七条第四項の規定による適合施設の確認

ハ 第十七条第五項の規定による適合施設の設置者等に対する改善の求め

ニ 第三十八条第二項の規定による報告の徴収及び立入調査

ホ 第三十八条第五項の規定による輸出証明書の発行の取消し

第十六条第一号を次のように改める。

一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する次のこと（水産物（養殖されたもので、かつ、加工品でないものに限る。）に係るものに限る。）。

イ 第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行

ロ 第十六条第三項の規定による適合区域の確認

ハ 第十七条第四項の規定による適合施設の確認

ニ 第十七条第五項の規定による適合施設の設置者等に対する改善の求め

ホ 第三十八条第二項の規定による報告の徴収及び立入調査

ヘ 第三十八条第五項の規定による輸出証明書の発行の取消し

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第一号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 環境生活部長の食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項中第十九号を第二十号とし、

第五号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十七条及び第三

十八号の規定による適合施設の認定の取消し（食品衛生に係るものに限る。）。

別表第一 食と暮らしの安全推進課長の専決事項の項中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三

号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する次のこと（食品衛生に係るものに限る。）。

イ 適合施設の認定（第十七条）

ロ 適合施設の認定及び認定の取消しに係る厚生労働大臣への報告（第十七条、第三十八条）

別表第一 農政部長の園芸振興室に係る専決事項の項中第四号の次に次の一号を加える。

五 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する次のこと（園芸作物に係るものに限る。）。

イ 適合施設の設置者等に対する改善の求め（第十七条）

ロ 適合施設の認定の取消し（第十七条、第三十八条）

別表第一 園芸振興室長の専決事項の項を次のように改める。

一 卸売市場法の施行に関する次のこと（農産物を扱う地方卸売市場に係るものに限る。）。

イ 指導及び助言（第九条、第十四条）

ロ 報告の徴収及び検査（第十二条、第十四条）

二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する次のこと（園芸作物に係るものに限る。）。

イ 適合施設の認定及び確認（第十七条）

ロ 適合施設の認定及び認定の取消しに係る農林水産大臣への報告（第十七条、第三十八条）

ハ 報告の徴収及び立入調査（第三十八条）

別表第一 水産林政部長の水産業振興課に係る専決事項の項中第十号を第十一号とし、第九号を第十

号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する次のこと（水産物（食と暮らし

の安全推進課及び水産業基盤整備課の専決に係るものを除く。）に係るものに限る。）。

イ 適合施設の設置者等に対する改善の求め（第十七条）

ロ 適合施設の認定の取消し（第十七条、第三十八条）

ハ 輸出証明書の発行の取消し（第三十八条）

別表第一 水産業振興課長の専決事項の項中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一

号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する次のこと（水産物（食と暮らし

の安全推進課長及び水産業基盤整備課長の専決に係るものを除く。）に係るものに限る。）。

イ 輸出証明書の発行（第十五条）

ロ 適合施設の認定及び確認（第十七条）

別表第一 園芸振興室長の専決事項の項を次のように改める。

一 卸売市場法の施行に関する次のこと（農産物を扱う地方卸売市場に係るものに限る。）。

イ 指導及び助言（第九条、第十四条）

ロ 報告の徴収及び検査（第十二条、第十四条）

二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する次のこと（園芸作物に係るものに限る。）。

イ 適合施設の認定及び確認（第十七条）

ハ 適合施設の認定及び認定の取消しに係る農林水産大臣への報告(第十七条、第三十八条)

ニ 報告の徴収及び立入調査(第三十八条)

別表第一水産林政部長の水産業基盤整備課に係る専決事項の項第八号の次に次の一号を加える。

九 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する次のこと(水産物(養殖されたもので、かつ、加工品でないものに限る。))に係るものに限る。)

イ 適合区域の指定の取消し(第十六条)

ロ 適合施設の設置者等に対する改善の求め(第十七条)

ハ 適合施設の認定の取消し(第十七条、第三十八条)

ニ 輸出証明書の発行の取消し(第三十八条)

別表第一水産業基盤整備課長の専決事項の項第六号の次に次の一号を加える。

七 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する次のこと(水産物(養殖されたもので、かつ、加工品でないものに限る。))に係るものに限る。)

イ 輸出証明書の発行(第十五条)

ロ 適合区域の指定、変更及び確認(第十六条)

ハ 適合区域の指定及び指定取消しに係る農林水産大臣への報告(第十六条)

ニ 適合施設の認定及び確認(第十七条)

ホ 適合施設の認定及び認定の取消しに係る農林水産大臣への報告(第十七条、第三十八条)

ヘ 報告の徴収及び立入調査(第三十八条)

別表第一水産林政部長の林業振興課に係る専決事項の項第九号の次に次の一号を加える。

十 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する次のこと(特用林産物に係るものに限る。)

イ 適合施設の設置者等に対する改善の求め(第十七条)

ロ 適合施設の認定の取消し(第十七条、第三十八条)

別表第一林業振興課長の専決事項の項第十三号の次に次の一号を加える。

十四 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する次のこと(特用林産物に係るものに限る。)

イ 適合施設の認定及び確認(第十七条)

ロ 適合施設の認定及び認定の取消しに係る農林水産大臣への報告(第十七条、第三十八条)

ハ 報告の徴収及び立入調査(第三十八条)

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項中第四十三号を第四十四号とし、第二号から第四十二号を一号ずつ繰り下げ、第一号の次

に次の一号を加える。

ニ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する次のこと(食品衛生(食肉衛生検査所長に委任される事務及び支所の事業担当区域に係るものを除く。))に係るものに限る。)

イ 輸出証明書の発行(第十五条)

ロ 適合施設の確認(第十七条)

ハ 報告の徴収及び立入調査(第三十八条)

別表第七栗原保健所及び登米保健所の環境衛生部長の専決事項中「第一号、第二号、第五号から第十四号まで及び第二十一号から第三十五号まで」を「第一号から第三号まで、第六号から第十五号まで及び第二十二号から第三十六号まで」に改め、同表塩釜保健所の支所長の専決事項の項第一号中「第三号、第四号、第十五号から第二十号まで及び第三十六号から第四十三号まで」を「第四号、第五号、第十六号から第二十一号まで及び第三十七号から第四十四号まで」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第九十五号

宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第十三条第一項の規定により、同条例第四十九条第一項及び第二項の規定による令和三年度の個人の事業税の申告に関する期限のうち、県内に主たる事務所又は事業所を有する納税義務者に係るものについては、令和三年四月十五日まで延長する。

令和三年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第九十六号

平成十七年宮城県告示第五百九十四号(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示)の一部を次のように改正し、令和三年二月十六日から施行する。

令和三年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一六中「(昭和二十五年法律第二百二十六号)」の下に「第十五条の二第一項から第三項まで及び第八項(第十五条の六の二第三項及び同法附則第五十九条第三項において準用する場合を含む。)、第十五条の六の二第一項及び第二項」を加え、「並びに」を「、」に改め、「第七十二条の四十八の二第十二項」の下に「並びに同法附則第五十九条第二項」を加える。

○宮城県告示第九十七号
救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和三年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人徳洲会 仙 台徳洲会病院	仙台市泉区七北田字駕籠沢 十五番地	令和三年二月十五日	令和六年二月十四日

○宮城県告示第九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和三年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇九一七一〇八	HELLOS多賀城 多賀城市八幡三丁目 十番二十七号 C K	就労継続支援 A 型	一般社団法人 HELLOS	令和三年二月 一日
○四二二一三〇〇五二二六	グループホームころ んぶす鶴まち苑 栗原市一迫真坂字鶴 町二百八十五番一	共同生活援助	特定非営利活 動法人みやぎ 身体障害者サ ポートクラブ	令和三年二月 一日

○宮城県告示第九十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和三年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 農用地利用配分計画の概要
別冊のとおり
- 二 認可年月日

令和三年二月十六日

○宮城県告示第百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和三年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
本吉郡南三陸町歌津字田茂川二七三の三（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和三年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石巻市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - （一） 次の森林については、主伐は、択伐による。
石巻市（次の図に示す部分に限る。）
 - （二） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - （三） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - （四） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

○宮城県告示第百二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

令和三年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日
令和三年二月五日
- 二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	
コベルハウス株式会社 高橋 秀樹	仙台市泉区松森字鹿島十五番地の十四	特一三十 第一万八千四百六号
		(建設業許可番号 (宮城県知事許可))

- 三 処分の内容

特定建設業許可の取消

- 四 処分の原因となった事実

コベルハウス株式会社の役員が、平成三十年七月二十日付けで、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）により禁錮以上の判決を受け、その刑が確定していたことが判明した。
このことは、法第二十九条第一項第二号に該当する。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達案件及び数量 個人番号利用事務系ネットワーク機器等賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 履行期間 契約締結の日から令和九年一月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 外
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札に参加する者は、次の要件をすべて満たし、宮城県知事の一般競争入札参加資格審査を受けなければならない。

1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

3 この公告の日から過去五年以内に都道府県に対し庁内ネットワークを導入した実績、又は市町村に対し個人番号利用事務系ネットワークを導入した実績を有すること。

4 次に掲げる公的認証制度のいずれかを取得していること。

(一) ISMS適合性評価制度（情報セキュリティマネジメント）

(二) プライバシーマーク制度

5 スキルレベル二以上の情報処理技術者試験に合格した者を雇用し、かつその者を本業務に配置できること。

6 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

7 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

8 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

9 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

10 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

11 入札参加資格申請場所 登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一三三三三)へ令和三年三月三日(水)午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 一般競争入札参加資格審査

(一) 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、郵送による場合は、令和三年三月四日(木)から令和三年三月十一日(木)午後五時までの間に、宮城県物品等電子調

達システム又は持参による場合は、令和三年三月四日(木)から令和三年三月十二日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 開札日までの間において、(一)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 入札書の提出期間等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 令和三年三月十八日(木)午後一時から令和三年三月二十六日(金)午後五時まで

(二) 郵送又は持参により入札書を提出する場合

イ 提出期間

(イ) 郵送の場合 令和三年三月十八日(木)午後一時から令和三年三月二十六日(金)午後五時まで

(ロ) 持参の場合 令和三年三月十八日(木)午後一時から令和三年三月二十九日(月)午前

十時まで

ロ 提出場所 〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報政策課ネットワーク管理班

ハ 提出方法 簡易書留郵便又は持参によること。

3 開札の日時及び場所

令和三年三月二十九日(月) 午前十時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階 情報政策課

4 問い合わせ先

宮城県震災復興・企画部情報政策課ネットワーク管理班(担当 洞口 浩太 電話〇二二二二一三三三三)

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約、業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成四年法律第五十一号)によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第九十九条及び第一百零四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)の規定による。

3 入札の無効 入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札並びに「物品調達等に係る競争入札参加心得」の第九条に該当する入札は、無効とする。

なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、開札時点において二に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

4 入札金額 入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「入札価格」という。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額）の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法

(一) 落札者は、財務規則第百条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(二) 落札となるべき同価格の入札者が二者以上あるときは、宮城県物品等電子調達システムの電子くじ機能により落札者を決定する。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書の作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として契約締結を行う。したがって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった場合の取扱いについては貸借契約書（案）に示すとおりとする。

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Leasing of network equipment etc. for Miyagi Prefecture (1 set)
- 2 Contract Period : From day of contract settlement to January 31, 2027
- 3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Building (3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture) and other locations
- 4 Deadline and Place for Bid Submission (in person) : Monday, March 29, 2021, 10 : 00 am.

Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government Building, 3rd Floor

5 Deadline for Bid Submission (by mail) : Friday, March 26, 2021, 5 : 00 p.m.

6 Time and Place for Bid Selection : Monday, March 29, 2021, 10 : 00 a.m. Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government Building, 3rd Floor

7 Contact Information : HORAGUCHI Kouya Network Management Section, Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture 980-8570 JAPAN
Tel: 022-211-2475

選挙管理委員会

○宮選管告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和三年二月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(一) 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	公職の種類	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第一号）	届出年月日
の名称	の氏名	の氏名	の所在地	（第一号）	職の種類（第二号）	

大野その後	大野 園子	大野 園子	名取市植松	衆議院議員	大野 園子、	令和三年
援会			四一四一	衆議院議員	衆議院議員	一月二十一日

(二) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あさの直美後援会	浅野 直美	大野 清子	東松島市小松字沖砂利前一五五	令和三年 一月二十二日
吉田きよし後援会	吉田 清	吉田 裕子	柴田郡柴田町大字船岡字新生町三〇一二	令和三年 一月六日

米川修司後援会 米川 修司 米川 稔 宮城郡松島町磯崎字光陽台四八 令和三年一月十三日

○宮選管告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和三年二月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

木村満後援会 木村 孝男 会計責任者の氏名 木村 勉 鈴木 久崇 令和元年八月一日

庄田圭佑後援会 庄田 圭佑 政治団体の名称 庄田圭佑後援会 庄田けいすけ後援会 令和三年一月一日

高橋しゅうや後援会 齋藤 英彦 代表者の氏名 齋藤 英彦 阿部 秀保 令和二年一月二十二日

○宮選管告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和三年二月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

公明党仙南総支部 長田 忠広 令和二年十月十一日

社会民主党仙台支部連合 小山 勇朗 令和二年十二月三十一日

社会民主党宮城県第6区支部連合 熊谷 義彦 令和二年十二月三十一日

社会民主党宮城県連合 岸田 清実 令和二年十二月三十一日

自由民主党宮城県食育流通支部 小田桐道洋 令和二年十二月三十一日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

税理士による桜井充を支援する会 上杉 廣美 令和二年六月三十日

○宮選管告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年二月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(政党の支部)

公明党仙南総支部

報告年月日 2. 2. 6 (2. 10. 11解散)

1 収入総額 885,4187

前年繰越額 257,183

2 本年収入総額 8,597,004

3 支出総額 7,843,809

3 本年収入の内訳

寄附 6,817,000

個人分 6,754,000

団体分 63,000

本部又は支部から供与された交付金に係る収入 1,780,000

公明党宮城県本部 1,780,000

その他の収入 4

一件十万円未満のもの 4

4 支出の内訳

経常経費 88,770

事務所費 88,770

政治活動費 7,755,039

〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕 673,642

組織活動費 551,917

選挙関係費 6,191,570

寄附・交付金 1,011,552

5 寄附の内訳

<p>〔個人分〕</p> <p>岡崎英明 年間五万円以下のもの 6,649,000</p> <p>〔団体分〕</p> <p>年間五万円以下のもの 63,000</p> <p>(その他の政治団体)</p> <p>税理士による桜井充を支援する会 報告年月日 2. 3. 23 (2. 6. 30解散)</p> <p>1 収入総額 287,129</p> <p>前年繰越額 187,128</p> <p>本年収入額 100,001</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附 100,000</p> <p>政治団体分 100,000</p> <p>その他の収入 1</p> <p>一件十万円未満のもの 1</p> <p>4 寄附の内訳</p> <p>〔政治団体分〕 宮城県税理士政治連盟 100,000 仙台市若林区</p> <p>○阿部謙一郎氏様十七万円 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から令和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第二項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>令和三年二月十六日</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員長 岸 川 章太郎</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p> <p>(政党の支部) 公明党仙台南総支部 報告年月日 2. 10. 27 (2. 10. 11解散)</p>	<p>1 収入総額 6,117,129</p> <p>前年繰越額 1,010,378</p> <p>本年収入額 5,106,751</p> <p>2 支出総額 6,117,129</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附 4,374,000</p> <p>個人分 4,281,000</p> <p>団体分 93,000</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入 732,748</p> <p>公明党宮城県本部 732,748</p> <p>その他の収入 3</p> <p>一件十万円未満のもの 3</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 333,782</p> <p>備品・消耗品費 328,472</p> <p>事務所費 5,310</p> <p>政治活動費 5,783,347</p> <p>〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕 1,714,221</p> <p>組織活動費 532,441</p> <p>選挙関係費 3,086,911</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費 46,014</p> <p>宣伝事業費 46,014</p> <p>寄附・交付金 2,117,981</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p>〔個人分〕 佐々木五人 200,000 名取市</p> <p>年間五万円以下のもの 4,081,000</p> <p>〔団体分〕 年間五万円以下のもの 93,000</p> <p>社会民主党仙台北支部連合 報告年月日 3. 1. 6 (2. 12. 31解散)</p>
---	---

1	収入総額	2,483,615	社会民主党宮城県連合
	前年繰越額	1,483,615	報告年月日 3. 1. 6 (2. 12. 31解散)
	本年収入額	1,000,000	1 収入総額
2	支出総額	2,483,615	前年繰越額
	本年収入の内訳		本年収入額
3	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1,000,000	2 支出総額
	社会民主党宮城県連合	1,000,000	本年収入の内訳
4	支出の内訳		3 本年収入の内訳
	経常経費	739,647	寄附
	光熱水費	109,000	個人分
	備品・消耗品費	300,647	本部又は支部から供与された交付金に係る収入
	事務所費	330,000	社会民主党
	政治活動費	1,743,968	社会民主党東北ブロック協議会
	組織活動費	1,202,408	その他の収入
	機関紙誌の発行その他の事業費	321,560	新春のつどい
	機関紙誌の発行事業費	321,560	4 支出の内訳
	調査研究費	220,000	経常経費
			人件費
			光熱水費
			備品・消耗品費
			事務所費
			政治活動費
			〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕
			組織活動費
			機関紙誌の発行その他の事業費
			宣伝事業費
			調査研究費
			寄附・交付金
			その他の経費
			5 寄附の内訳
			〔個人分〕
			岸田清実

熊谷義彦	1,100,023	栗原市
樋口典子	1,221,200	仙台市青葉区
小山勇朗	1,221,200	仙台市太白区
石川建治	1,221,200	仙台市泉区
辻隆一	1,221,200	仙台市宮城野区
猪股由美	1,221,200	仙台市太白区
千葉真良	581,280	石巻市
小野寺俊朗	475,680	気仙沼市
村上進	475,680	気仙沼市
高橋勝男	524,520	栗原市
佐藤悟	524,520	栗原市
須藤幸喜	511,320	登米市
山本進	535,080	塩竈市
我妻薫	154,800	遠田郡美里町
自由民主党宮城県食育流通支部		
報告年月日	3. 1. 21 (2. 12. 31解散)	
1 収入総額	88,182	
前年繰越額	10,182	
本年収入額	78,000	
2 支出総額	88,182	
3 本年収入の内訳	(76人) 78,000	
個人の党費・会費		
4 支出の内訳	88,182	
政治活動費	88,182	
組織活動費	88,182	
(その他の政治団体)		
税理士による桜井充を支援する会		
報告年月日	2. 7. 1 (2. 6. 30解散)	
1 収入総額	287,130	
前年繰越額	287,129	
本年収入額	1	

2 支出総額	287,130	
3 本年収入の内訳		
その他の収入	1	
一件十万円未満のもの	1	
4 支出の内訳		
政治活動費	287,130	
寄附・交付金	286,280	
その他の経費	850	
○宮選管告示第十八号		
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。		
令和三年二月十六日		
宮城県選挙管理委員会		
委員長 皆 川 章太郎		
資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称
大野 園子	衆議院議員	大野そのこ後援会
吉田 清	柴田町議会議員	吉田きよし後援会
		柴田郡柴田町大字船岡字新生町三〇一二
		令和三年一月五日
		○宮選管告示第十九号
		政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。
		令和三年二月十六日
		宮城県選挙管理委員会
		委員長 皆 川 章太郎
資金管理団体の届出した者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項
庄田 圭佑	庄田圭佑後援会	新
	政治団体の名称	旧
	庄田圭佑後援会	異動年月日
		令和三年一月一日

収用委員会

宮城県収用委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月十六日

宮 城 県 収 用 委 員 会

○宮城県収用委員会規則第一号

宮城県収用委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

宮城県収用委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年宮城県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県収用委員会告示第六号

県道石巻鮎川線給分浜4号事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、米局の上、その交付を受けてください。

令和3年2月16日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 送達すべき書類

令和3年2月10日付け宮収号外通知文

令和3年2月5日付け更正決定書

2 送達を受けるべき者

阿部 仁 宮城県石巻市大原浜中沢12番地

佐々木 俊子 宮城県石巻市北上町橋浦字大須88番地 1

特別養護老人ホームはしうら

佐々木 徳藏 住所及び常居所不明 ただし、判明した最終の本籍地

北海道國後郡泊村大字東湧村字東湧9番地

なお、登記記録上の住所

宮城県牡鹿郡牡鹿町大字大原浜字町 5 番地の 2

大原 浜北山施業森林組合 牡鹿郡牡鹿町大字大原浜字町 58 番地

なお、法人登記記録上の登記名義人

大原 浜北山施業森林組合

牡鹿郡大原村大原浜字町 58 番地

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。）において、一トン以上二十トン未満の漁船を使用して行うか（漁業）以下「かご漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

令和三年二月十六日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

二 操業区域

宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く）

三 漁業時期

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

四 操業の届出

二の操業区域においてかご漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙かご漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出をしなければならない。

また、届出の記載事項に変更が生じたときは、遅延なく、委員会に届出をしなければならない。

五 条件

1 四の届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面（写しでも可）を漁船に備え付けなければならない。

2 届出者は、操業期間中、別に定める標識を使用する漁船の船体の見やすい場所に表示しなければならない。

3 届出者は、宮城県漁業調整規則（令和二年宮城県規則第百三十三号）第六十条の規定を遵守しな

ればならない。

4 ワタリガニ(ガザミ)については、抱卵個体(外子を有する個体)を漁獲した場合は、再放流しなければならない。

5 届出者は、操業する海域において漁業者間で定められている操業ルールを遵守するよう努めるほか、必要に応じて漁業者間で協議し、協調操業体制を確保しなければならない。

6 届出者は、操業する海域において漁場が競合する他の漁業がある場合には、必要に応じて、無線又は船舶電話等により相手方と交信し、トラブルの回避に努めなければならない。

7 届出者は、漁業時期終了後一か月以内に、漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

(別紙)

かご漁業操業事務取扱要領

(操業の届出及び変更の届出)

第一 かご漁業の制限(令和二年度宮城県海区漁業調整委員会指示第六号。以下「委員会指示」という。)

四の届出(以下「届出」という。)をしようとする者は、漁業協同組合に所属する者にあつては所属漁業協同組合が取りまとめ、かご漁業操業届出書(様式第一号。以下「操業届出書」という)を

宮城県海区漁業調整委員会(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県水産林政部水産業振興課内。以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 届出をした者(以下「届出者」という。)は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、遅延なくかご漁業変更届出書(様式第二号。以下「変更届出書」という。)を委員会に提出しなければならない。

3 宮城県以外の船舶の者(以下「県外届出者」という。)が届出をしようとする場合は、届出者の住所の所在する都道府県知事の副申書を添えて、かご漁業操業届出書(様式第一号)を委員会に提出しなければならない。

(届出書の受理)

第二 操業届出書及び変更届出書は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)、その他関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

(届出を受理したことを証する書面の交付)

第三 委員会は、第二の規定に基づき届出書を受理したときは、届出者の住所を管轄する地方振興事務所(県外届出者にあつては管轄する都道府県)を通じ、届出を受理したことを証する書面を届出者に交付する。

(船体の標識)

第四 委員会指示五の2で定める標識は、様式第三号とする。

(漁獲成績報告書)

第五 委員会指示五の7の漁獲成績報告書は、様式第四号とする。

(操業届出書等の経由)

第六 操業届出書、変更届出書及び第五の漁獲成績報告書は、届出者を管轄する地方振興事務所(県外届出者にあつては管轄する都道府県)を経由して提出するものとする。

(様式第1号)

かご漁業操業届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会 会長 殿

漁業協同組合 (又は届出者)

㊦

下記のとおり、かご漁業に着業するので届出ます。

届出番号	一連 番号	船 名	漁船登録 番号	総トン数	操業 予定 時期	届 出 者		備考
						住 所	氏 名	
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							

年 月 日 上記届出を受理

宮城海区漁業調整委員会

海区收受
印押印欄

(様式第2号)

かご漁業変更届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

1 船 名 _____ 丸

2 漁船登録番号 _____

3 届 出 番 号 宮かご第 _____ 号○

4 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
5 変更の理由		

(様式第3号)

宮かご第 号〇

1 文字及び数字(届出番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
船外機動力漁船にあっては、文字及び数字(届出番号)の大きさは4センチメートル以上とし、太さは1センチメートル以上とする。

2 文字、数字(届出番号)は、黒色とすること。

3 ○印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。
(漁業協同組合に所属していない場合、○印部分の記載は不要)

(様式第4号)

かご漁業漁獲成績報告書

宮城県漁業調整委員会 会長 殿

提出年月日: 年 月 日

届出番号	宮かご第 号	乗組員数	人(船主を除いた人数)
所属漁協名		1本あたりの使用かご数:	カゴ
届出者氏名	印	1本あたりの総延長:	m
漁船登録番号		総使用本数:	本(何本載設しているか記入)
漁船名		規 模	
総トン数	トン	主に使用する餌:	

1 操業状況

月	操業日数	漁場番号	主な魚種別漁獲量(kg)			金額(千円) ※税抜き
			サザミ(ククリガコ)	マアサゴ	ミスダコ	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						
計						

2 主な水揚げ先

2 操業に要した所要経費

経費(千円)				経費合計(千円)	備考
漁具費	燃料費	餌代	人件費		
			その他()		